

Title	英国国会制度の起原 (上)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.8 (1921. 8) ,p.1088(26)- 1108(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19210801-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210801-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國國會制度の起原(上)

占部百太郎

(一)

英國の國會制度の起つた事を考覈するに當つて、我等は英國の庶民院と云ふものは、人民が代議的制度を要求した所から起り、國王はそれに餘儀なくせられて國會を召集するやうになつたと云ふ考は間違つて居るから、先づ其考を正さなければならぬ。英國民が國會議員と云ふ役に就きたいとか、或は自分が國會に代表する特權を欲求するとか云ふやうな形跡を發見するとの出來るのは、十五世紀頃のことであつて、其前には左様なことは殆ど全くなかつたのである。十五世紀以前に方つては、騎士とか市民とか云ふ者が國會に出るやうに要求したのは國王の方からであつて、騎士や市民は却て國王の要求を避けんが爲に出來る限りいろいろの口實を設けたのである。殊に都市の市民は國會に呼出されることを嫌つて、各

都市は代議士選出の負擔を免れんが爲、屢々州奉行に賄賂を贈つた程であつた。コルチエスターの市民は都市の防備に多額の金を費したと云ふ口實で、どうか五年間國會に召集されることを免かれたいと願つて、どうとう其の目的を達した。は、騎士の方にも矢張り國會に出ることを成るべく避けたいと云ふ考のあつたこと幾らも其例がある。其の時代は朱だ交通が不便であつて、倫敦とかウィンチェスターとか、國會の場處迄行くには、中々費用も掛り、代表者を出した州民は之を負擔しなければならぬのみならず、代表者を送つたが爲に却つて多くの税を國王から負擔させられる虞れもあつたから、騎士も市民も成るべく國會に出たくないと思ふのが一般に其の時代の氣風であつた。

(二)

それから國會制度の發展を了解せんが爲には、先づ我等は普通の自由民なる者の運命は奈何であつたかと云ふことを知らなければならぬ。アングロ・サクソンの部落が英國に侵入して、それ／＼小さな王國を建てるやうになつてから、元來獨逸で行はれて居つた民會と云ふものは其儘矢張り英國でも行はれた。それが各、

小さな王國の國會となつたのである。所が是等の王國はやがて一番強大なウェセックス王國に併合されて、茲に英國統一の端緒が開けることになつた。それ以前は一の王國であつたものが、今度は英吉利と云ふ統一された王國の一州になつたのだから、それら以前の小王國の國會は、其儘各洲の『州會』(Shire Moot)となつたのである。そこで普通の自由民は自然州會に代表せらるゝことになつたのである。それは大抵各『邑』(township)から邑長外四名の代表者を出して居つた。さうして或は租税を賦課するとか、或は邑と云ふ全體の社會の爲に罪人を捕へて差出すとか、或は巡廻裁判官が國王から命せられて巡つて來る時に、地方の狀況を報告するとか、種々のことをやつて居つた。故に代議制度の練習は、既に是等の州會でやつて居つたのであるから、此の制度を一國の政治に適用するやうに至ることは、洵に自然の順序である。アングロ・サクソン王朝の時代に『サクソン國會』(Witenagemot)があつたやうに、ノルマン政府以後には、矢張り『ノルマン國會』(Great council)と云ふものがあつて、是れには貴族、僧侶、其他國王の近侍の大臣、『貴士』(thane)などが召集せられて、時々會議を開いた。原則としては國王から直接に土地を拜領して居る所

謂『直接拜領者』(tenant-in-chief)即ち直臣は悉くノルマン國會に出席する權利があつた。併しながら、交通不便の時代に遠隔の首府迄態々費用を使つて是等の小さな直臣が出席することは到底望まれないことであつたから、彼等が出席したと云ふやうなことは餘り記録に遺つて居ない。

それから『大貴族』(Barones majores)と『小貴族』(Barones minores)との區別がある。小貴族は其の資格に於ては大貴族と同じであるけれども、後に述ぶるやうに、結局大貴族と分れて、後には都市の代表者とか、其他普通の自由民と運命を共にするやうになつた。どうして區別せられたかと云ふと、ノルマン國會に、國王が大貴族には特別に其人を指して召集狀を發した。大僧正とか、僧正とか、僧院長とか云ふやうな教會の代表者も、大貴族と同一の特別召集狀によつて國會に喚ばれた。所が小貴族はノルマン國會に出席する權利はあり、國王の方でも固より彼等の出席を望んで居つたにも拘はらず、別段に召集狀を發しなかつた。後に是等の小貴族即ち騎士の階級の人々も、國會に出席するやうになつたのであるが、是れは貴族と云ふ資格よりも、寧ろ州の代表者と云ふ資格で、第十三世紀の國會に召集せられたのであ

るから、要するに大貴族と小貴族とは召集狀の如何に依つて分れることになつたのである。尙ほ大貴族は州奉行の手を通じないで、直接國王に税を拂つたのみならず、國王が戦争をする時には、自ら旗を翻へし、一隊を引連れて國王の御伴をしたのである。

然しサクソン國會と云ひ、ノルマン國會と云ひ、謂はゞ英國會の先驅者であつて、未だ眞正の意義に於ける國會ではなかつた。英國の所謂バーリアメントの起原は第十三世紀に在るのである。

(三)

英國のバーリアメントが初めて召集されたのは、一二一三年である。當時の國王ジョンは財政上及び政治上の必要に迫られて、各奉行に宛てた召集狀に依つて各州より四人づゝの思慮ある騎士をば、國王と共に國事を討議する爲國會に列席せしめた。場所はオックスフォードであつた。然るに是より數ヶ月前、同王は羅馬法王の離門 (Interdict) に因て各僧正の蒙つたる損害額を評價せしめんが爲、王領の各邑から四人の總代と邑長とをセント・オルバンスに召集す可き旨を州奉行に

命令したのである。是れが英國の中央議會に州や都市選舉區の代表者が列席した嚆矢である。茲に注意すべきは、豫め國會を召集するに方つて、久しき間何人にも知られて居つた州裁判所及び州奉行等の從來の機關を利用したことである。而も州選出の四人の騎士及び四人の邑の總代と邑長とを代表せしむる事が、今迄久しく地方議會で耳に慣れて居つたと云ふのは、上古以來四總代及び邑長は邑を代表して州裁判に出頭して居つたからである。今は唯だ國王の召集に依つて、オックスフォードとか、セント・オルバンスとかに、是等の代表者を送り出すことの外、何等の準備も要しないのである。斯の如く萬事が整頓して居つたが爲、後世に非常なる影響を與へた地方的代議制から中央的代議制に移る過渡は極めて圓滑に行つたのである。それから四十年後即ち一二五四年に其の經驗がもう一度繰返された。それはヘンリー三世の王妃とコーンウォール伯リチャードはヘンリー三世が佛蘭西のガスコーニュに行つて居つた間攝政であつたが、此の二人が矢張り軍事の補助金を調達せんが爲、一國の貴族、僧侶、其他大官の國會を召集した。即ち攝政等は一二五四年の四月、各州から二人の騎士を會議に呼出して、果してそれらの

選舉區は此の補助金の供與を承知するかどうかと云ふことを尋ねた。所が是等の召集せられた騎士は、攝政に向つて唯だ各地方の不平や苦情を訴へたに過ぎなかつた。それから五年後にヘンリー三世に反對した貴族の領袖連はセント・オルバンスに會議を開いて、各州から三人づゝ代表者を召集して、それらの騎士を自分の味方にしやうと企てた。所が國王ヘンリーもそれに對抗せんが爲、ウインズルに各州から代表者を送るやうにと訓奉行に訓令を與へた。然るに、此時州の代表者はどちらの召集にも應じなかつた。

(四)

所がこゝにシモン・ド・モンτροφオルトと云ふ人物が貴族黨の旗頭として現はれて、どうとうヘンリー三世と貴族との間にリキーズと云ふ所で戰闘が行はれ、國王及び皇太子エドワードは捕虜になつて了つた。さうしてシモン・ド・モンτροφオルトが愈ゝ英國の權力を握ることになつた。彼が英國の主人になつた最初の事業は何であるかと云ふと、國會を召集することであつた。其の國會には、各州から四人の騎士が代表せられるやうにとの命令を與へた。そこで是等の會議が開か

れ、政府の組織を立てた。其の組織に依ると、國王は九人の評議會の忠告に従つて政治を行はなければならぬ、其中の三人は絶えず國王の周圍に居つて常住の輔佐をする、と云ふのである。それから其の翌年の一二六五年の初めに、シモン・ド・モンτροφオルトは有名なる國會を召集した。此の國會には彼に反對の貴族は勿論召集せられなかつた。さうして州奉行は各州から二人の騎士を選出するやうにとの命令を受け、而して別々の召集狀が主なる都市に送られた。此の國會には、それゝ各都市が二人の代表者を送るやうにとの命令を受けた。所がシモン・ド・モンτροφオルトを後世に至つて、英國の庶民院の創設者であると稱讃するけれども、彼の召集した國會なるものは、公正なる英國全體の國會ではなくして、彼の黨派の國會であつたことは、市の代表者を召集するにも、州奉行を通じて直接彼の味方たる市の市長を通じて選出せしめたことに徴しても明かである。而かもシモン・ド・モンτροφオルトに此の國會を永久的制度とせんと考があつたかどうかと云ふと、其れも随分疑はしい。唯だ一二六四年の政府組織を承認せしめんが爲に召集したものであつて、翌年六月の召集狀には僧侶と大貴族のみ召集せられた。然

るに其の國會に庶民が出席したと云ふことに就ては、何等の記録も残つて居ない。それからシモン・ド・モントフォルトは國會の組織を西班牙のアラゴンか、伊太利のシシリアか、或は佛蘭西のガスコーニュから藉りて來たと云ふ説があるけれども、而も彼の偉い點は、何れにもせよ彼が現在存して居つた制度を巧妙に利用したこと、自分は一外國人であつたに拘はらず、全然英國的基礎の上に制度を立て、行動したことである。英國の都市の代表者が召集せられたと云つても、シモン・ド・モントフォルトの味方の都市だけが召集されて、反對の側の都市は召集せられなかつたと云ふやうな黨派的の考があつた痕跡はあるけれども、都市の代表者が國會に初めて召集せられたのは、兎に角此の一二六五年の國會の特色であつて、シモンが英國の國會制度に功勞があつたと云はれる所以である。

シモン・ド・モントフォルトが英國の國會に對する事業はこれで終りを告げた。其後はシモンの味方の貴族の間に不和を生じ、其隙に乗じて捕虜にせられて居つた皇太子エドワードは竊かに逃げ出して兵を挙げ、イーヴンシャムの戰にシモンが戰死したが爲、彼の事業は忽焉として頓挫したのである。兎に角シモンの國會は、

其の召集者の動機の如何に拘はらず、英國庶民院の發展に取つては重大なる時期を劃したのである。

(五)

一二六五年から一二九五年に至る間、英吉利の國會は引續き不確定なる試験の時代に入つた。エドワード一世の治世の初年に度々國會を開いて、州騎士は屢、是等の國會に召集せられた。併し乍ら英國の國會の將來の組織を確定したのは、實に一二九五年の所謂『模範國會』(Model Parliament)である。此の國會には貴族、僧侶、庶民三階級の代表者が舉つて完全に出席した。其の種類を挙げると、大僧正、僧正、僧院長、太守、貴族は、何れも州奉行を通じて召集せられた、各州からの二人の騎士、都市選舉區(borough)からの二人の代表者と共に、出席したのである。又副監督(adversarius)各僧正管區の僧侶からの代表者(proctors)が二人、各大伽藍の僧官會議からの代表者が一人、是等は何れも僧正を通じて召集せられた。是等の僧侶の代表者の中、大僧正及び僧正は何れも教會及び學問の代表者として、且つは國王の官吏として國會に出席し、僧院長及び僧院副長は富裕なる土地を所有する法人團體の代表

者として召集せられたのである。ジョン王の時から八十餘年を通じて漸次發達し來つた英國會は、エドワード一世の模範國會によつて、兎も角も形式上完成を告げたのである。

(六)

模範國會は英國憲法史上に一新時期を劃するものであるから、私は此の機會に於て、當時の英國々會の組織並に之を構成して居つた所の種々の要素に就て少しく説明を加へたい。先づ第一に貴族とは如何なる階級を指すのであるかと云ふと、古い言葉に *eorl* と *georl* と云ふ言葉があるが、前者は貴族の生れであつて、後者は自由の生れではあるが貴い自分ではないと云ふことを意味して居る。古い法律に據れば、貴族と貴族に非る者との差別は、數の上に示されて居つて、例へば『殺人贖金』(*wergild*) (註、一) の如きも貴族の人を殺せば幾何、貴族に非る人を殺せば幾何と、身分の高下に依つていろ／＼の差があつた。元來貴族と云ふやうな特別の權利を持つた階級に這入りたいのは人情の常であるが、貴族院が貴族たらんとの要求に對して、それを許可し或は許可しない權利を昔から持つて居らなかつたことは確

實であつて、是等の要求を決定する權利は國王が自分の手に保留して居つたやうである。貴族になりたいと云ふ要求のあつた時、國王は之を貴族院に諮問し、貴族院は委員會に附託して是れが調査をなさしめ、其の結果を國王に復命すると、國王が之に對して判定をする、之は憲法上の慣例であつて法律ではなかつた。尙ほ序に一言したいのは、英吉利では昔から國王が斯の如く貴族に封する權利を保留して居つたと同時に、一代貴族 (*life peer*) を作る權利を有つて居つた。所が一八五六年女皇ヴィクトリアは國會に法律上の知識の豊富なる人を參列せしむる必要から、サー・ジエームス・パークスを一代貴族として貴族院に列席せしめやうとした所が、當時の貴族院は國王が一代貴族を作るの權利は昔はあつたか知らぬが、最早何百年の久しきに亘つて其の權利を行使しないのであるから、消滅したも同様であると云つて抗議を唱へた。そこでヴィクトリア女皇は已むを得ず、サー・ジエームス・パークスをウェンズレーデル男爵に封じて、本當の世襲貴族として貴族院に列席せしめた例がある。

(註、一) アンガロサクソン時代の法律に據て *Georl* (非貴族) を殺せば其の贖金が二

百志、小貴士を殺せば六百志、國王の貴士に對しては千二百志、ealdorman (大守)に對しては國王の貴士の倍額、archbishop (王族)に對しては國王の貴士の三倍、國王を弑したるものは通例國王の貴士を殺した者の六倍と定められて居た。

(七)

斯の如く貴族を新しく作る權利は國王の手に保留されて居つたのであるが、然らば其の貴族の種類はどうであるかと云ふと、ノルマン征服以前に當つて、血統貴族 (Nobility by birth) と云ふのは、借地權の貴族 (Nobility by tenure) 及び官職の貴族 (Nobility by office) 等の爲に其の地位を取つて代られるやうになつた。而してノルマン征服以後、貴族の階級は種々雜多になり、之を精密に區別することは困難になつて來た。結局財政と軍事とが漸次貴族の階級の間の境界線を引くやうになつた。即ち大貴族と小貴族の區別を云へば、大貴族 (barones majores) は直接國王の召命に接して軍事財政の協議に與るのであつて、其の保有する土地は之を『貴族領』(barony) と稱する。小貴族 (barones minores) は州奉行を通じて國王に召命せられ、其の納税の賦課の如きも『騎士知行』(knight's fee) に依るのであるが、國王の直接拜領者 (tenant in capite)

たる點に於ては大貴族と同様である。

貴族領保有權 (tenure by barony) と騎士奉仕保有權 (tenure by knight service) との區別は、種々學者の間に議論があるけれども、畢竟判明しないのである。スタップス僧正曰く

貴族たるの名譽若くは資格が、元來采地を下賜せし時に許されしか、其後承認せられしかを決することは、恐らく不可能であらう。吾人は今日貴族の知行下賜の證據を有せざる故に、如何なる方式によつて土地を取得するを問はず、國王が特別に召集狀を發したるは即ち保有權が貴族的なること、別言すれば土地の所有者にして特別の召集狀を得る資格ある者の土地は所謂『貴族領』なりと斷するを安全なりとす云々 (Constitutional History, vol. II, § 189)

と。それから僧院長等は所謂貴族領を占有せずとの理由より國會に列席しないやうになつたのであるが、而も貴族領を有せざる故を以て、俗貴族が國會出席を免せられしや否やと云ふことは審かでない。併し乍ら貴族領を有して居る者は、國會に特別に召集せられたるものであると云ふ理論は、餘程規則正しく遵守せら

れたやうである。所がヘンリー六世の時に『特許狀』(Letters Patent)を以て貴族を封するの慣例が開かれた。此のことは後の章で更に説明する積りである。

國會に召集せらるゝ權利は、土地と共に移動するものゝやうに思はれて居つたのであるが、一六六九年にフィッツ・オールター(Fitz-Altier)が貴族たらんと要求したことに對して、時の樞密院は斷然反對の裁決を下した。今日では貴族領を持つて居る人でも、貴族院の議席を要求することは出来ない。詰り貴族院に列席する資格は、國王の特別召集狀を有する者に限つて居る。プリン(Pryne)と云ふ學者は、一回或は一回以上國會に召集せられて、其後召集せられなかつた幾多の場合を列挙して居るが、スタッフス僧正は之に對し、畢竟プリンの列挙した是等の場合は未丁年者特別の場合であるとし、召集は世襲的であると斷言して居る(Constitutional History, III §751 note)。何れにもせよ、國王は一度召集せられて議席を取つた人の子孫に對して、召集狀を發することは一定の規則となつた。而も召集せられたことばかりでなく、議席を取つたと云ふことが證明せられなければ可けないので、議席を取る迄は其人は未だ貴族ではないのである。以上のことは、一六七三年のクリフトン貴族領(Clifton barony)の裁判事件の時に斷然決定せられた(Anson, Parliament p. 199)。

國王は國會に於て國政討論の參考に供する爲特に裁判官を指名して列席せしめた。所が是等の裁判官は貴族領を持つて居る譯でもなく、固より貴族ではない。唯だ是れはノルマン王朝の時代から國會が最高の司法機關として、即ち英國の大審院としての事務を執る場合に、普通の貴族院議員では法律の知識に缺けて居ると云ふ理由から、特に法律の知識ある裁判官を列席せしむる例を開いた。而も是等の法官は實際の貴族でなく、従つて投票權も有せず、又求めらるゝに非れば發言することも出来ない。要するに、特種の一代貴族に過ぎないのである。

(八)

以上はエドワード一世の時代に於ける英國の各種の貴族の區別であるが、次に大憲章の中の所謂小貴族(lesser barons)が、それから八十年を経た一二九五年の模範國會の州の代表騎士になるのに、如何なる徑路を経て來たかと云ふことを研究したい。所謂國王の直臣の中の小貴族(minor tenant-in-chief)は、國王の直接の家來であると云ふ點に於ては、決して大貴族と撰ぶ所はない。併し乍ら其の領地に大小の

差があると云ふので、大貴族はノルマン國會にも特別召集狀を受けて大概は必ず出席したけれど、是等の僅かの騎士領を持つて居た所の小貴族は、召集狀を受けたか受けなかつたか、そこは疑問であるが、兎に角小貴族の大部分は出席しなかつた。それで後に州の騎士になつた小貴族なる者は、本當を云へば特別の一階級を造るべきであつた。所が其州の裁判所(裁判所と云ふのは即ち州會である)で、一緒に政務に當つて居つた封建の所謂陪臣と較べると、格は一段上であるに拘はらず、是等自由民ではあるが兎に角陪臣の人々と同列に伍するやうになつた。言葉を換へて云へば、今迄國王の直臣である小貴族と、自由民ではあるが陪臣である人との區別が、自然と明かでなくなつて了つた。是れは何故かと云へば、借地を又貸する『再封建』(sub-infeudation)が盛に行はれるやうになつて、借地權が非常に複雑になつて來たからである。尙ほ説明を加へるならば、國王の直臣である小貴族よりも、再封建に依つて土地を占有して居る陪臣の方が却つて多くの土地を保有して居ると云ふことで、其間の區別が劃然出來ないやうになつて來た。そこで一二九〇年に再封建を禁ずる所の *Quia Emptores* と云ふ法律が制定された。此の法律に依れば、

今後自由民は欲する所に任せて、其の土地及び不動産(tenement)若しくはそれらの一部を賣却すること適法なるべし、即ち自由保有地讓受人(feoffee)は自由保有地讓渡人(feoffor)が從來負ひし通りの奉仕及び慣習に従ひて、同一土地或は不動産を直ちに讓渡人の地主より保有するを得べし

と規定せられた。尙ほ同時に、今後は騎士の資格に必要な一定の財産を有する總ての者は、借地法に依つてそれらの土地を保有して居ると否とを問はず、其の地位に對する特權及び責任を負はざる可からずと命令せられた。之を騎士の強制と稱せられる。更に此の法律を例を擧げて説明すると、本法に依りて、今後若しBがAから土地を借りて居るとして、其の土地の幾分をCに讓渡すとすれば、CはBから讓受けることは出來ないで、Aより讓受けなければならぬことゝ規定せられた。即ち土地の又貸を禁じ、而して新たに莊園(manor)を造ることを防いだ法律である。

(九)

斯の如く小貴族は漸次地方に於ける陪臣と混淆せられるやうになつたのである。

るが、然らば是等の小貴族即ち州の騎士とは、地方でどう云ふ政府に携はつて居つたかと云へば、州裁判所に於て他の種々なる地主と種々のことを共にした。即ち彼等は陪審官となつて裁判の事にも當り、又地方裁判所の主なる事務であつた租税の評價の事にも當つた。一二一五年から一二五四年の間に於ける地方裁判所の最も忙しい仕事は何であつたかと云ふと、租税の評價のことであつた。一二二〇年には、二人の合法的騎士をして耕地税を評價しそれを徴收せしめんが爲、州裁判所全員の會議で之を選出した。それから一二二五年には、大憲章が再發布せられた代りに、ノルマン國會で議決せられた十五分一税を評價し徴收する爲に、各聯合邑から騎士が四人程撰び出された。次に一二三二年には、騎士の數は分らぬが、四十分一税を徴收する爲に撰ばれたが、併し其の評價の方は違つた機關に依つて行はれたやうである。最後に一二三七年には、英吉利王國を通じて勳産に對し三十分一税を徴收する爲、右と同一の方法が用ひられた。

直接拜領者 (tenant in chief) が地方裁判所に於て、他の種類の地主と一緒になつて陪審官となり、其他納税評價の任務に當りし結果、是等の小貴族は漸次洲の一般小地主の中に吸收せられるやうになつた。而して彼等が中央の國會に代表したのは、州の小地主であつた。何となれば、是等の騎士は、特に除外せられた者以外總ての地主が出席したる州裁判所で撰ばれたからである。然し是等の州騎士が好んで國會に出席することを期待するのは、稍困難であつたので、彼等の出席を保障する規定を設くるの必要があつた程である。

斯の如く大貴族と小貴族との間の隔りは漸次に遠くなつて來たのであるが、小貴族即ち州の騎士が地方の自由民を代表して國會に出頭するやうになつたと云ふことは、以前國王の直臣は自ら國會に出席する權利があつた——其の權利を縦しんば今迄行はなかつたとしても、結局之を拋棄するに至らしめたのである。斯の如くして大貴族と大僧正、僧正、僧院長等の高級僧官が結合して一定の團體となつた。是れは前にも屢述べたやうに、國王から直接個人に對する召集狀に接する權利を持つて居る事なのであるが、俗貴族の場合に於ては、此の權利は次第々々に世襲的になつた。即ち前に述べたやうに、貴族領を持つて居ることが貴族院に列席する權利の證據であるよりも、寧ろ國王の特別召集狀に接することが、貴族

院に列するの權利即ち貴族たるの權利となつて、一度此の權利を得た者は代々之を子孫に傳へ得るやうになつて來たのである。此の大貴族と高級僧官の團體は、エドワード一世の頃から貴族院(House of Lords)と稱せらるゝやうになつたのであるが、此の貴族院はずつと以前の所謂ノルマン國會時代から上告の裁判所としての權利を行つた。即ち貴族院が英國の大審院としての權能を行ひ來つたのである。所が此の最高裁判所たるの權能は、州の騎士とか都市の代議士とか後に庶民院に屬する人々が、之を自分等にも分けて貰ひたいと云ふやうなことは未だ嘗て一度も主張したことの無い所である。即ち貴族院にのみ特別に屬して居る權利である。

基督教と徴利問題 (二)

高橋 誠 一 郎

四

第四世紀の交に於ける諸教父等の一般論調は猶ほ基督及び使徒と等しく、謙卑と政治的無關心と他界主義とが依然として彼等を支配しつゝありしを觀るなり。「カイゼルの物はカイゼルに歸し、又た神の物は神に歸す可し」(馬太傳第廿二章第二十一節)。「我が國は此の世の國ならざるなり」(約翰傳第十八章第三十六節)。「人に從ふより神に從ふは爲す可きの事なり」(使徒行傳第五章第廿九節)。「上に在つて權を掌てる者に凡て人々服ふ可し、そは神より出でざる權なく、凡そ有る所の權は神の立て賜ふ所なればなり」云々(羅馬書第十三章第一節以下第七節參照)。「爾曹主の爲に凡て人の立つる所の者に服へ、或ひは上に在る王、或ひは惡を行ふ者を罰し、善を行ふ者を賞むる爲めに王より遣されたる方伯に服ふ可し」云々(彼得前書